

## 黒松内町障害者活躍推進計画（第1期）

機関名	黒松内町
任命権者	黒松内町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
黒松内町役場における障害者雇用に関する課題	<p>黒松内町における、障害者任免状況通報は黒松内町教育委員会及び南部後志環境衛生組合を加えた3組織を合算する特例認定を受けている。平成30年度における雇用率は合算後3.59%、単独で3.92%と法定雇用率(2.6%※経過措置により2.5%)を上回っており、緊急に雇用に関する課題はない。</p> <p>但し、小規模自治体であるため、障害者を含めた人事異動、他の町内執行機関等へ出向があるため、年度により雇用状況は大きく異なる。</p> <p>また、職員の定年退職等を見据え計画的な雇用が今後求められる。</p>
<b>目標</b>	
①採用に関する目標 (必須事項)	<p>【実雇用率（特例認定による合算後）】  <u>令和6年6月1日時点の障害者雇用率 2.60%以上</u>          (参考：平成30年6月1日現在 3.59%)          【目標の評価方法】 毎年の任免状況通報による</p>
②定着に関する目標	本計画期間では設定しない
③ワークエンゲージメントに関する目標	本計画期間では設定しない
④キャリア形成に関する目標	本計画期間では設定しない
<b>取組内容</b>	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者として総務課長を選任</li> <li>・障害者の活躍を推進する部署を総務課とし、総務課長以下人事担当職員において実施状況の点検見直しを行う。</li> <li>・本計画の作成、点検、見直しには、障害者である職員（1名以上）の合議を得るものとする。（任用していない場合は不要）</li> <li>・障害者である職員の相談窓口を定め当該職員に周知する。</li> </ul>
(2) 人材面	障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、6ヶ月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	障害者の新規採用が必要となった場合には、障害の区分・能力に応じた職務の選定を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	各施設において多目的トイレの設置は完了している。エレベーター未設置施設にあっては大規模な改修が計画された際に設置を検討する。また、新規採用が必要となった場合には、必要に応じて就労支援機器等の購入を検討する。
(2) 募集・採用	募集採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"><li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li><li>・就労支援施設への登録があり雇用期間中支援が受けられる者に限定する。</li><li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li></ul>
(3) 働き方、キャリア形成	時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの制度利用を促進する。また、現時点では特別の研修・訓練が必要な職員はいないが、新規採用等により必要となった場合には、本人の希望を踏まえつつ研修・訓練の機会を設ける。
4. その他	
	障害者就労施設への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。(花苗、名刺、クリーニング、しめ縄など)

## 黒松内町教育委員会障害者活躍推進計画（第1期）

機関名	黒松内町教育委員会事務局
任命権者	黒松内町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
黒松内町教育委員会における障害者雇用に関する課題	黒松内町教育委員会における、障害者任免状況通報は黒松内町及び南部後志環境衛生組合を加えた3組織を合算する特例認定を受けている。平成30年度における雇用率は合算後3.59%と法定雇用率(2.6%※経過措置により2.5%)を上回っており、緊急に雇用に関する課題はない。 また、正規職員の全てが黒松内町役場からの出向であり今後も独自の採用予定はなく、障害者を含めた人事異動により雇用状況は大きく異なる。
<b>目標</b>	
①採用に関する目標 (必須事項)	【実雇用率（特例認定による合算後）】 <u>令和6年6月1日時点の障害者雇用率 2.60%以上</u> (参考：平成30年6月1日現在 3.59%) 【目標の評価方法】 毎年の任免状況通報による
②定着に関する目標	本計画期間では設定しない
<b>取組内容</b>	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者として教育次長を選任</li> <li>・障害者の活躍を推進するため、教育次長以下教育委員会人事担当職員において実施状況の点検見直しを行う。</li> <li>・本計画の作成、点検、見直しには、障害者である職員（1名以上）の合議を得るものとする。（任用していない場合は不要）</li> <li>・障害者である職員の相談窓口を定め当該職員に周知する。</li> </ul>
(2) 人材面	障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、6ヶ月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	障害者の新規採用が必要となった場合には、障害の区分・能力に応じた職務の選定を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	各施設において多目的トイレの設置は完了している。エレベーター未設置施設にあっては大規模な改修が計画された際に設置を検討する。また、新規採用が必要となった場合には、必要に応じて就労支援機器等の購入を検討する。
(2) 募集・採用	募集採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・就労支援施設への登録があり雇用期間中支援が受けられる者に限定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
4. その他	
	障害者就労施設への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。（花苗、名刺、クリーニング、しめ縄など）

## 黒松内町議会事務局障害者活躍推進計画（第1期）

機関名	黒松内町議会事務局
任命権者	黒松内町議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
黒松内町議会事務局における障害者雇用に関する課題	黒松内町議会事務局の職員はすべて、黒松内町役場からの出向であるため、新たな採用の予定はない。 町全体の人事異動と連動するため障害者を任用する可能性があるため、障害者任免状況通報において黒松内町と特例認定を取得するよう必要がある。
目標	
①採用に関する目標 (必須事項)	【実雇用率（特例認定による合算後）】 <u>令和6年6月1日時点の障害者雇用率 2.60%以上</u> (令和2年度に黒松内町との特例認定を申請する) 【目標の評価方法】 毎年の任免状況通報による
②定着に関する目標	本計画期間では設定しない
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者として議会事務局長を選任</li> <li>・障害者の活躍を推進するため、議会事務局長において実施状況の点検見直しを行う。</li> <li>・本計画の作成、点検、見直しには、障害者である職員（1名以上）の合議を得るものとする。（任用していない場合は不要）</li> <li>・障害者である職員の相談窓口を定め当該職員に周知する。</li> </ul>
(2)人材面	障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、6ヶ月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	障害者の新規採用が必要となった場合には、障害の区分・能力に応じた職務の選定を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	施設において多目的トイレの設置は完了している。また、新規採用が必要となった場合には、必要に応じて就労支援機器等の購入を検討する。
(2)募集・採用	<p>募集採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・就労支援施設への登録があり雇用期間中支援が受けられる者に限定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
4. その他	
	障害者就労施設への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。（花苗、名刺、クリーニング、しめ縄など）

## 黒松内町監査委員障害者活躍推進計画（第1期）

機関名	黒松内町監査委員
任命権者	黒松内町代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
黒松内町監査委員における障害者雇用に関する課題	黒松内町監査委員には監査事務局を設置しておらず、黒松内町議会事務局書記との併任であるため、新たな採用の予定はない。 具体的な推進計画は町議会事務局に依存する。
<b>目標</b>	
①採用に関する目標 (必須事項)	町議会事務局の計画に依存（以下、町議会事務局計画を参考掲載） 【実雇用率（特例認定による合算後）】 <u>令和6年6月1日時点の障害者雇用率 2.60%以上</u> (令和2年度に黒松内町との特例認定を申請する) 【目標の評価方法】 毎年の任免状況通報による
②定着に関する目標	本計画期間では設定しない
<b>1. 障害者の活躍を推進する体制整備</b>	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者として議会事務局長を併任する監査委員書記を選任</li> <li>・障害者の活躍を推進するため、上記監査委員書記において実施状況の点検見直しを行う。</li> <li>・本計画の作成、点検、見直しには、障害者である職員（1名以上）の合議を得るものとする。（任用していない場合は不要）</li> <li>・障害者である職員の相談窓口を定め当該職員に周知する。</li> </ul>
(2)人材面	障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、6ヶ月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
<b>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</b>	
	障害者の新規採用が必要となった場合には、障害の区分・能力に応じた職務の選定を行う。
<b>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</b>	
(1)職務環境	施設において多目的トイレの設置は完了している。また、新規採用が必要となった場合には、必要に応じて就労支援機器等の購入を検討する。
(2)募集・採用	<p>募集採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・就労支援施設への登録があり雇用期間中支援が受けられる者に限定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
<b>4. その他</b>	
	障害者就労施設への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。（花苗、名刺、クリーニング、しめ縄など）

## 南部後志環境衛生組合障害者活躍推進計画（第1期）

機関名	南部後志環境衛生組合
任命権者	南部後志環境衛生組合長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
南部後志環境衛生組合における障害者雇用に関する課題	<p>南部後志環境衛生組合における、障害者任免状況通報は黒松内町及び黒松内町教育委員会を加えた3組織を合算する特例認定を受けている。平成30年度における雇用率は合算後3.59%と法定雇用率(2.6%※経過措置により2.5%)を上回っており、緊急に雇用に関する課題はない。</p> <p>また、正規職員の全てが黒松内町役場からの出向であり今後も独自の採用予定はなく、障害者を含めた人事異動により雇用状況は大きく異なる。</p>
目標	
①採用に関する目標 (必須事項)	<p>【実雇用率（特例認定による合算後）】  <u>令和6年6月1日時点の障害者雇用率 2.60%以上</u>          (参考：平成30年6月1日現在 3.59%)          【目標の評価方法】 毎年の任免状況通報による</p>
②定着に関する目標	本計画期間では設定しない
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者として所長を選任</li> <li>・障害者の活躍を推進するため、所長以下人事担当職員において実施状況の点検見直しを行う。</li> <li>・本計画の作成、点検、見直しには、障害者である職員（1名以上）の合議を得るものとする。（任用していない場合は不要）</li> <li>・障害者である職員の相談窓口を定め当該職員に周知する。</li> </ul>
(2) 人材面	障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、6か月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	障害者の新規採用が必要となった場合には、障害の区分・能力に応じた職務の選定を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	当面採用の予定がないため設定しない
4. その他	
	障害者就労施設への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。（花苗、名刺、クリーニング、しめ縄など）